

○可茂衛生施設利用組合行政組織規則

平成 11 年 4 月 1 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 平成12年 4 月 1 日組合規則第 1 号
平成13年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成16年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成18年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成20年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成22年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成29年 3 月 27 日組合規則第10号

平成12年10月 1 日組合規則第 2 号
平成14年 4 月 1 日組合規則第 1 号
平成17年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成19年 4 月 1 日組合規則第 4 号
平成21年 4 月 1 日組合規則第 3 号
平成24年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成30年 3 月 9 日組合規則第 2 号

可茂衛生施設利用組合行政組織規則（平成7年可茂衛生施設利用組合規則第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、管理者の統括の下における補助機関の組織について必要な事項を定めるものとする。

（組織の設置及び廃止）

第 2 条 補助機関に属する組織の設置及び廃止は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（組織の特例）

第 3 条 臨時又は特別の事務については、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより組織を設け、又は職員を指定して処理することができる。

（課及び係の設置）

第 4 条 可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可茂衛生施設利用組合条例第 2 号）及び可茂衛生施設利用組合啓発宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（平成18年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）、並びに可茂衛生施設利用組合火葬場の設置及び管理に関する条例（平成 8 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）に掲げる施設の事務を分掌させるため、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）に次表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務係、財務係、経営係
業務課	施設 1 係、施設 2 係、施設 3 係

（会計管理者の補助組織）

第 5 条 会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計課を設置する。

2 会計課に出納係及び審査係を置く。

（分掌事務）

第 6 条 課及び係の分掌事務は、おおむね別表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、分掌事務以外の事務を取り扱わせることができる。

（組織上の職）

第 7 条 組合に次の職位を置く。

(i) 組合に事務局長を置く。

- (2) 課に課長を置く。
- (3) 係に係長を置く。
- 2 事務局長は、管理者の命を受け、組合の事務を総括掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受け、課の分掌事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

第8条 組合に次長を置くことができる。

- 2 次長は、事務局長を補佐する。

第9条 課に課長補佐、主任主査及び主査を置くことができる。

- 2 課長補佐は、課長を補佐する。
- 3 主任主査は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務の調査、企画、立案等に参画し、処理する。
- 4 主査は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第10条 課に専門対策監を置くことができる。

- 2 専門対策監は、上司の命を受け、特に命ぜられた事務を処理する。
- 3 専門対策監は、再任用職員をもって充てる。

(職員の職)

第11条 補助機関に置かれる職員の職は、第7条から第10条までに定める職及び法令に特別な定めのあるものを除くほか、次表のとおりとする。

職名	補職名	所掌事務
職員	主任	上司の命を受け、事務に従事する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技能労務職員	労務職員	上司の命を受け、労務に従事する。
	技能職員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

(職員の相互補助)

第12条 職員は、その所属の分掌事務について滞りのないよう相互に補助し、特に管理者の命があったときは、他の所属の事務をも援助しなければならない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年組合規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年組合規則第2号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年組合規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年組合規則第1号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年組合規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年組合規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年組合規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年組合規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年組合規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年組合規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年組合規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年組合規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年組合規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年組合規則第2号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務課

総務係

- (1) 組合議会に關すること。
- (2) 組合幹事会及び可茂地区一般廃棄物等事務連絡協議会に關すること。
- (3) 組合職員の人事、給与等に關すること。
- (4) 例規及び公告式に關すること。
- (5) 文書の審査及び管理並びに公印の保管に關すること。
- (6) 情報公開及び個人情報保護に關すること。
- (7) わくわく体験館の運営及び指定管理者に關すること。
- (8) 防災の総括に關すること。
- (9) 工事等の入札及び契約に關すること。
- (10) その他他の係に屬さないこと。

財務係

- (1) 組合予算の編成及び執行に關すること。
- (2) 組合会計の伝票処理に關すること。
- (3) 組合会計の決算に關すること。
- (4) 組合会計の監査に關すること。
- (5) 施設使用料等の請求及び収納に關すること。
- (6) 工事等の設計審査及び検査に關すること。

経営係

- (1) 経営計画等各種計画に関すること。
- (2) 業務に係る調査、統計、報告及び資料の公表に関すること。
- (3) エコサイクルプラザの運営、維持及び啓発活動に関すること。
- (4) 溶融スラグの販売及び再利用促進に関すること。
- (5) 広報紙の発行、ホームページの管理運営及び報道に関すること。
- (6) 情報化の推進及び情報システムの管理に関すること。
- (7) ごみ減量施策推進に関すること。
- (8) 事業系ごみ袋の管理に関すること。

業務課

施設 1 係

- (1) 可燃物処理施設の運転管理及び施設維持に関すること。
- (2) 可燃物処理施設の保守及び工事に関すること。
- (3) 可燃物処理量の報告に関すること。
- (4) 可燃物処理用の薬剤及び物品の調達並びにその管理に関すること。
- (5) ささゆりクリーンパーク内最終処分場及び駐車場の維持管理に関すること。
- (6) 可燃物処理に伴う資源売却に関すること。

施設 2 係

- (1) 不燃物処理施設の運転管理及び施設維持に関すること。
- (2) 不燃物処理施設の保守及び工事に関すること。
- (3) 不燃物処理量の報告に関すること。
- (4) 不燃物処理施設の部材の調達及び管理に関すること。
- (5) ごみの搬入受入に関すること。
- (6) 計量所の維持管理に関すること。
- (7) 不燃物処理に伴う資源売却に関すること。
- (8) ささゆりクリーンパーク内施設の維持管理に関すること。
- (9) 建築設備の維持管理に関すること。
- (10) 組合財産の取得、処分及び管理に関すること。

施設 3 係

- (1) し尿処理施設の運転管理及び施設維持に関すること。
- (2) し尿処理施設の保守及び工事に関すること。
- (3) し尿処理量の報告に関すること。
- (4) し尿処理施設の部材の調達及び管理に関すること。
- (5) 緑ヶ丘クリーンセンター内最終処分場の維持管理に関すること。
- (6) 斎場の運営に関すること。
- (7) 斎場施設の維持管理に関すること。
- (8) 新火葬場建設に関すること。